令和８年４月１日時点

高砂市リカレント教育支援事業補助金

申請手続きに係るＱ&Ａ

Ⅰ　対象者について

Ｑ１：この補助金の給付対象者は？

Ａ：次の要件すべてに該当するものが対象となります。
（高砂市リカレント教育支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」）第３条関係）

【要　件】
（１）交付申請日時点において、市内に住所を有し、かつ、４５歳未満である者であること。
（２）補助対象資格を取得していること。
（３）資格取得日において、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第１０条に規定する使用者でないこと。ただし、個人事業者については、この限りでない。
（４）資格取得日において、離職中の者、非正規雇用の形態で働いている者、個人事業者その他これらに類する者として市長が認める者であること。
（５）申請時点において市税を滞納していないこと。
（６）当該補助金の対象経費について、他の金銭等（教育訓練給付金など）を受けていないこと。
（７）学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校に在籍している者（非正規で雇用されている者であって通信制、夜間制又は定時制の学校に在籍しているものその他これに類する者として市長が認める者を除く。）でないこと。
（８）高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成２４年高砂市条例第５号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

Ｑ２：資格取得日時点では 45 歳未満であったものの、交付申請日時点で 45 歳に達している場合は、対象となるか？

Ａ：対象となりません。交付申請日時点で 45 歳未満であることが必要です。そのため、資格取得日時点で 45 歳未満であっても、交付申請日時点で 45 歳に達している場合は対象外となります。

Ｑ３：正社員は対象になるか？

Ａ：対象外です。補助対象者は、離職中の方、非正規雇用の方、個人事業者等を想定しています。資格取得日時点で正規雇用、つまり期間の定めのないフルタイム労働者として働いている方は、原則として対象外です。

Ｑ４：契約社員は対象になるか？

Ａ：契約期間の定めがあるなど、正規雇用に該当しない雇用形態であれば、対象になります。
労働契約書、労働条件通知書等により雇用形態を確認します。

Ｑ５：無職で求職活動中の場合は対象になるか？

Ａ：対象になります。資格取得日において離職中であり、その他の要件を満たす場合は対象です。
ただし就労、起業又は事業活動の向上に必要な資格取得であることが前提です。

Ｑ６：学生は対象になるか？

Ａ：学校教育法第１条に規定する学校（高等学校や大学など）に在籍している方は、原則として対象外です。ただし、非正規雇用で働いている方で、通信制、夜間制、定時制の学校に在籍している場合などは対象になります。

Ｑ７：法人の代表者は対象になるか？

Ａ：資格取得日において労働基準法第 10 条に規定する「使用者」である場合は対象外です。

ただし、個人事業者は例外として対象としています。

Ⅱ　補助金及び補助対象経費について

Ｑ８：補助金の額はいくらか？
Ａ：補助対象経費の額に２分の１を乗じて得た額で、上限は１０万円です。申請は、１補助対象者につき１回限りです。

Ｑ９：補助対象経費には何が含まれるか？
Ａ：以下のとおりです。
（１）補助対象資格を取得するための講座等の受講料、教育施設への入学金及び授業料、教材費等（厚生労働大臣が指定する教育訓練講座に係るものに限る。）
（２）補助対象資格に係る資格試験等の受験料
（３）その他市長が認める費用

Q10：申請期限はいつまでか？
Ａ：補助対象資格の試験合格日または講習修了日の属する年度の３月３１日までです。

Q11：補助対象となる資格にはどのようなものがあるか？
Ａ：厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を修了して取得できる資格等及びその他これらに類するものとして市長が認める資格等です。厚生労働大臣指定の教育訓練講座は以下のURLからご参照ください。
（https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/）

Q12：民間資格や通信教育等でも対象になるか？
Ａ：厚生労働大臣指定の教育訓練講座及びその講座を受講して取得することができる資格等であれば対象になります。

Q13：厚生労働大臣指定教育訓練講座及びその講座を受講することで取得できる資格等でなければ対象外になるか？
Ａ：基本的には対象外とします。

Q14：複数資格を取得した場合、全ての経費が補助対象になるか？
Ａ：いずれか１つの資格取得に要した経費のみが対象です。

Q15：支払済みの経費について、どこまでが対象になるか？
Ａ：対象資格取得日の属する年度の前年度４月１日以降に支払った経費は対象です。
例えば、令和８年度に資格を取得した場合、令和７年４月１日以後に支払った経費が対象になります。

Q16：過去に取得した資格は対象になるか？
Ａ：資格取得日が申請対象年度内であり、支払時期などの要件を満たす場合は対象になります。
ただし、資格取得日の属する年度の３月３１日までに申請する必要があります。期限を過ぎた場合は対象外です。

Q17：他の補助金や給付金を受けていますが併用できるか？
Ａ：原則不可です。教育訓練給付金など、同じ経費を対象とする補助は併用できません。

Q18：教材費や受験料のみでも対象になるか？
Ａ：厚生労働大臣指定の教育訓練講座に係る教材費及び受験料であれば対象になります。
ただし、教材費については、市販の参考書等の購入費用は対象外となります。

Q19：不合格となった試験の受験料や対象講座の受講料等は対象になるか？
Ａ：対象外です。資格取得が補助要件であるため、最終的に資格取得に至っていない場合は対象になりません。

Q20：分割払いやクレジットカード払いは対象になるか？
Ａ：対象になります。ただし、対象経費の明細だけではなく、引き落とし口座のコピーや領収書など、支払ったことが確認できる書類の提出が必要です。

Q21：消費税は対象になるか？
Ａ：対象です。補助対象経費は、税込み額で算定してください。

Ⅲ　添付書類

Q22：申請手続きに記載する内容や添付する書類は？
Ａ：高砂市リカレント教育支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）に加えて、下記の添付書類を提出ください。
（１）交付申請日において市内に住所を有し、かつ、４５歳未満であることを証する書類
（２）補助対象資格を取得したことを証する書類の写し
（３）補助対象経費の額を確認できる書類の写し
（４）退職証明書や離職票など離職中であることが分かる書類の写し（離職中である場合に限る。ただし提出が困難であると市長が認めたときを除く。）
（５）労働契約書や労働条件通知書など雇用形態が分かる書類の写し（非正規雇用で働いている場合に限る。ただし提出が困難であると市長が認めたときを除く。）
（６）直近１期分の確定申告書第一表及び青色申告決算書又は収支内訳書の写し（個人事業者である場合に限る。）
（７）市税完納証明書
（８）その他市長が必要と認める書類

Q23：住所と年齢を証明する書類とはどのようなものか？
Ａ：運転免許証やマイナンバーカードの写し、住民票などです。

Q24：資格取得を証明する書類とはなにか？
Ａ：合格証、認定証、修了証、免許証、登録証などです。
資格名、取得者氏名、取得日又は合格日・修了日などが確認できるものが必要です。

Q25：離職中であることが分かる書類の写しはどのようなものか？
Ａ：離職票や退職証明書等で確認します。ただし提出困難であると認められる場合は免除するなど、柔軟に対応可能です。

Q26：非正規雇用の場合、雇用形態が分かる書類の写しはどのようなものか？
Ａ：労働契約書や労働条件通知書等で確認します。ただし提出困難であると認められる場合は免除するなど、柔軟に対応可能です。

Q27：開業したばかりで、まだ確定申告をしていない個人事業者の場合はどうなるか？
Ａ：その場合は、開業届の写しを提出してください。

Q28：振込口座の通帳の写しは、どのページをコピーして添付すればよいか？
Ａ：通帳の表紙を開いた見開きのページ（口座名義・支店名・口座番号の記載があるページ）の写しを添付してください。なお、ネットバンキングの場合、上記の内容が確認できるページの写しを添付してください。

Ⅳ　申請方法・支給方法

Q29：申請期間は？

Ａ：令和８年４月１日から令和９年３月３１日までとなります。
ただし先着受付とし、上記期間内に予算額を超えた場合はその時点で受付を終了します。

Q30：申請手続はどのようにすればよいか？

Ａ：申請書類を（公財）結のたかさご（みどりの相談所）へ直接ご持参いただくか、郵送で提出してください。なお、申請書類は窓口でお渡しするか、当該法人又は高砂市役所のホームページからダウンロードいただけます。

住所：〒676-0828　高砂市阿弥陀町地徳 301 番地（市ノ池公園みどりの相談所内）
名称：公益財団法人結のたかさご
電話：079-446-8096

Q31：給付補助金は、いつ振り込まれるのか？

Ａ：申請書類に不備等がなければ、補助金交付の決定後、２週間から３週間程度での振込を予定しています。なお、補助金交付の決定までは、申請後３週間程度要する見込みです。

Q32：補助金の振込先となる金融期間に指定はあるか？

Ａ：特にありません。ゆうちょ銀行や農協、ネット銀行等でも可能です。

Ⅴ　その他

Q33：補助金を受けた後の状況等について、市から調査があるか？

Ａ：補助金交付後の就職状況、資格の活用状況、事業活動への効果等について、市が追跡調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。

Q34：補助金の返還を求められる場合はあるのか？

Ａ：補助金の交付を受けた中小事業者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたと認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消します。